

令和５年度 公の施設の指定管理者監査の結果（指摘・意見）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 公の施設の指定管理者監査
- 2 監査対象 社会福祉法人四日市市社会福祉協議会
(四日市市障害者自立支援施設 あさけワークス)
健康福祉部 障害福祉課（指定管理に関する事務の所管所属）
- 3 監査実施期間 令和６年１月１９日

【社会福祉法人四日市市社会福祉協議会】

指 摘

特になし

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
（３）施設の管理に係る収支会計処理が適切に行われないリスク ① 現金の紛失等の事故を防ぐためにも、短期間とはいえ施設で現金を取り扱う際には現金出納簿での管理を行うこと。	【措置済】 令和 ６年 １月２２日 あさけワークスでは、利用者や実習生の給食代を現金集金することがあり、その都度出納簿に記録しているが、記載内容に誤りがないかの確認を担当者のみではなく、２名体制で確認することとした。
② 契約書は業者と委託契約を交わすうえで非常に重要な書類である。複数の職員で確認するなど事務処理誤りの再発防止に努め、適切な業務執行に取り組むこと。	【措置済】 令和 ６年 １月２２日 令和４年度に不備のあった契約書については早急に社会福祉協議会、業者ともに是正した。これ以降の契約書について不備が無いか、その都度複数名で確認している。

2 ３E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
① 事業報告書における金額の記載について【合规性の視点】 年度末に作成される事業報告書において、作業等に伴う収入額を記載しているが、事業報告書の提出後に決算処理に伴う金額の変更が行われており、実際の決算額と事業報告書のコツ額が異なる状況となっている。決算額の市への報告もされているが、基本協定書等には事業報告書は毎会計年度の終了後４０日以内に提出すると定められていることから、金額が確定したのちに作成して提出するなど、正確な金額が記載された事業報告書を作成すること。	【措置済】 令和 ６年 ５月１０日 本来であれば、収支決算書の額と同額を事業報告書にも記載すべきであるので、このような間違いのないよう十分注意していく。令和６年５月１０日に提出した書類は、正しい決算額を記載した。今後は迅速に決算業務を行い事業報告書を作成するよう努める。

② 災害等への備えについて【有効性の視点・住民福祉の向上の視点】 施設では毎月の避難訓練等の実施や備蓄品の準備など、災害に備えた対応をしているとのことである。引き続き備蓄品等が十分にあるか定期的に見直しを行うとともに、近隣の八郷小学校への避難のみならず施設2階への垂直避難も想定するなど、障害者が多い施設における減災について取り組むこと。	【措置済】 令和 6年 4月 1日 災害等への備えについては、月1回、備蓄が十分であるかどうかを確認している。また、常に3日分の食料等は確保している。 また、避難訓練については、近隣避難所への避難を想定して毎月行っている。歩行が困難な利用者が多く、訓練の際に負傷することもあるため、2階への垂直避難を頻繁に実施することは危険であり、災害時には早めに避難所へ避難すべきであると考えているが、緊急事態の際には垂直避難の方法があることも念頭に置き、災害時に備える。
③ 利用者への就労支援について【住民福祉の向上の視点】 ア セーフティネットの役割を担う就労継続支援B型の施設において、A型事業所への移行が難しい利用者が多いという状況は理解できるが、意欲のある利用者や挑戦できそうな利用者に対する支援についてはしっかりと行えるよう、体制づくりに努めること。	【措置済】 令和 6年 4月 1日 現在の利用者の中でA型事業所へ移行希望者はいないが、今後も希望があれば施設を見学したり、サービス計画を策定する相談事業所につなぐよう支援をしていく。現在の利用者からは、B型事業所の見学希望が多く、実際に見学することで利用者自身の意欲が向上し、あさけワークスの作業環境の改善につながっている。
イ 利用者が両親等の援助が無くなった際に少しでも自立できるよう支援することが必要であることから、各種作業等における単価や市場価格との違いといった金銭的な背景を把握しておくことも、利用者にとってプラスとなる部分であると考え。事業を進めるにあたっては、こうした情報の収集などにも留意して取り組むこと。	【措置済】 令和 6年 4月 1日 利用者が作業工賃を多く得られるよう工賃の高い作業に重点的に取り組んでいる。今年度に入り、受注先から受け取る工賃も上昇しており、今後も作業単価や市場価格を把握しつつ利用者工賃のアップに務める。
④ 施設におけるコンプライアンスの遵守について【合規性の視点】 昨今、福祉施設においてコンプライアンス上の問題があるという事案が全国的にみられる。虐待防止の貼り紙をするなどの取り組みを行っているが、こうした事案は絶対にあってはならないものとして、引き続きコンプライアンスの遵守を徹底する取り組みを進めること。	【措置済】 令和 6年 2月 1日 従来から職員は虐待防止の研修に積極的に参加し、法人全体での虐待防止にも力を入れているが、2月1日に改めて「虐待案件があれば早急に報告をすること」、「施設単位でも機会を見つけ研修・事例の報告を行うなどの取り組みを行うこと」を周知した。また、万が一、利用者への対応に問題があった際には相談できる機関を利用者に通知している。今後も法令遵守について法人全体として徹底していく。

【健康福祉部 障害福祉課】

指 摘

特になし

意見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置（具体的内容）・対応状況
(2) 指定管理者への指導監督が適正に行われないリスク 必要な点検等が確実に実施されていることを確認するためにも、点検内容や時期、根拠法令等を仕様書に記載することが望ましいと考えられる。新たに協定を交わす際には、こうした点にも留意して仕様書を作成すること。	【措置済】 令和 6年 3月 29日 令和6年度指定管理者年度協定にかかる仕様書において、点検内容や時期、根拠法令を明記し、協定を交わした。

2 3E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置（具体的内容）・対応状況
① 複数の福祉施設における指定管理業務委託の方法について【有効性の視点】 障害福祉課は、あさけワークスに加えて共栄作業所とたんぼぼの2つの障害者自立支援施設についても、社会福祉法人四日市市社会福祉協議会を特定した候補者として指定管理者に選定し、それぞれの管理運営を行っている。施設によって事業内容に差があるとはいえ、他部局で行われているように複数の施設を一括して指定管理業務委託する方法も考えられる。引き続き施設の運営管理を委託していくにあたって、どのような指定管理業務委託の方法が適切であるかについても研究もを行い、今後の適正な指定管理業務委託に取り組むこと。	【検討中】 令和 6年 8月 31日 あさけワークス、共栄作業所、たんぼぼの3施設について、施設の集約化及び再整備の計画が進行中である。再整備を進めていく中で、各施設の事業内容や運営方法の整理を行い、指定管理業務委託の方法についても併せて検討していく。
	【継続努力】 令和 7年 2月 28日 引き続き、あさけワークス、共栄作業所、たんぼぼの3施設について、施設の集約化及び再整備の計画を慎重に進めている。令和8年度に行う次期指定管理者の選定期間における再整備計画の進捗状況を踏まえ、より効果的な指定管理業務委託の方法を選択していく。

【社会福祉法人四日市市社会福祉協議会・健康福祉部 障害福祉課】

指摘

特になし

意見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

特になし

2 3E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置（具体的内容）・対応状況
① 施設の職員体制の整備と適切な指定管理料の取り扱いについて【有効性の視点】 ア 令和4年度は育休者の代替職員の配置が遅くなったとのことである。別施設の職員の配置転換などは困難であったとのことであるが、代替職員が不在の期間があったということは体制的に課題があると考えられるため、今後こうした状況が生じることのないよう取り組むこと。	【措置済】 令和 6年 4月 1日 職員が育児休業等を取得することが判明した時点で早急に募集をかけることとする。応募が無い場合でも利用者の処遇に影響の無いよう法人内で人事配置の調整を行っていく。 職員体制に変更が生じた場合は障害福祉課へ随時報告すること及び、速やかに必要な措置を行うことを周知徹底した。支援体制に影響が生じないよう人員配置について働きかけていく。

イ 職員が当初予定通り配置できなかったことで人件費が減少し、結果として収入超過が生じている状況には課題がある。こうした状況が継続することのないよう、指定管理料の取り扱いや人員配置等について整理を行い、適切な施設運営が行われるよう努めること。	【措置済】 令和 6 年 4 月 1 日 収入超過の主原因は、育児休業代替の雇用が早急にできなかったことであるので、今後は求人を早急に幅広く行う。 また、令和 6 年度指定管理者協定書に、協定書に定める金額どおり支払うことが合理的でない場合の精算規定を設け、協定を交わした。
---	--